

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	相模原市 介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、本市介護保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利・利益の保護に取り組んでいることをここに宣言します。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

公表日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	<p>介護保険は加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としたものである。介護保険に関する事務は、介護保険法(平成9年法律第123号)及び相模原市介護保険条例(平成12年相模原市条例第10号)に基づき、介護保険の資格管理及び保険給付、受給者管理並びに介護保険料の賦課徴収を行う。</p> <p>相模原市は、以下の事務のうち、上記法令、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号。以下「市番号条例」という。)で定める範囲内において、特定個人情報を取扱う。</p> <p>[資格管理に関する事務] ・資格取得、喪失管理 ・証発行(被保険者証・資格者証) ・住所地特例適用者管理</p> <p>[保険料の賦課・収納管理に関する事務] ・保険料賦課決定、収納管理 ・未納保険料督促(催告)、滞納処分 ・保険料減免、徴収猶予の申請受付、審査、決定 ・所得照会、管理</p> <p>[受給者管理に関する事務] ・認定申請受付、調査、決定(要介護認定・利用者負担減免・特定入所者等) ・証発行(負担割合証・特定入所者認定証等) ・給付制限</p> <p>[給付管理に関する事務] ・居宅サービス計画届出受付、管理 ・他機関からの給付情報管理(国保連合会、医療保険者等) ・保険給付に係る申請受付、審査、決定、支給 ・自己負担額証明書申請受付、交付</p>
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル(介護保険システム)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第100の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 市番号条例第4条、別表第2第1項の表23の項、及び別表第3の表3の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>[情報提供の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1の項、2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、131の項、132の項、137の項、144の項、145の項、156の項、158の項、161の項 <p>[情報照会の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表131の項、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	<p>健康福祉局地域包括ケア推進部(介護保険課、緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課、津久井高齢・障害者相談課、城山福祉相談センター、相模湖福祉相談センター、藤野福祉相談センター)</p> <p>財政局税制・債権対策課、市長公室DX推進課</p> <p>緑区役所 区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根)</p> <p>中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝)</p> <p>南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)</p>
②所属長の役職名	<p>介護保険課長、税制・債権対策課長、DX推進課長、 緑高齢・障害者相談課長、中央高齢・障害者相談課長、南高齢・障害者相談課長、 津久井高齢・障害者相談課長、城山福祉相談センター所長、相模湖福祉相談センター所長、藤野福祉相談センター所長、 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、串川出張所所長、鳥屋出張所所長、青野原出張所所長、青根出張所所長、 中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長</p>
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 介護保険課 相模原市中央区中央2-11-15 042-707-7058</p>

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行っている。 特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書庫等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> [<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月28日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課長 菅谷貴子、大沢まちづくりセンター所長 薄井卓、津久井まちづくりセンター所長 鈴木克己、青野原出張所所長 大熊哲郎、大野北まちづくりセンター所長 大島直人、上溝まちづくりセンター所長 佐藤憲一、大野中まちづくりセンター所長 田中正信、新磯まちづくりセンター所長 新井国師、相武台まちづくりセンター所長 村田典久	介護保険課長 栗山稔、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、津久井まちづくりセンター所長 畑秀雄、青野原出張所所長 坂本英治、大野北まちづくりセンター所長 木村達也、上溝まちづくりセンター所長 齊藤規之、大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相武台まちづくりセンター所長 角田小百合	事後	重要な修正に当たらない (人事異動による変更)
平成30年9月7日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課長 栗山稔、情報政策課長 井上隆、緑高齢者相談課長 山本美枝子、南高齢者相談課長 阿部一彦、津久井保健福祉課長 奈良田明美、相模湖保健福祉課長 根岸和泉、藤野保健福祉課長 角田仁、城山まちづくりセンター所長 水野克己、相模湖まちづくりセンター所長 甘利雅弘、串川出張所所長 佐藤尚、鳥屋出張所所長 山崎哲男、青根出張所所長 杉本恵司、麻溝まちづくりセンター所長 光岡淳	介護保険課長 櫻井敏朗、情報政策課長 二瓶行、緑高齢者相談課長 川端啓文、南高齢者相談課長 永田千鶴子、津久井保健福祉課長 佐久間貴子、相模湖保健福祉課長 長島雅典、藤野保健福祉課長 山本美枝子、城山まちづくりセンター所長 岩部正志、相模湖まちづくりセンター所長 田倉五己、串川出張所所長 井上和明、鳥屋出張所所長 長田孝宏、青根出張所所長 井上尚、麻溝まちづくりセンター所長 今井博之	事後	重要な修正に当たらない変更 (人事異動による変更)
平成30年9月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な修正に当たらない変更 (時点修正のため)
平成30年9月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な修正に当たらない変更 (時点修正のため)
令和1年6月13日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課長 櫻井敏朗、債権対策課長 井出政之、情報政策課長 二瓶行、緑高齢者相談課長 川端啓文、中央高齢者相談課長 宮崎文枝、南高齢者相談課長 永田千鶴子、城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 佐久間貴子、相模湖保健福祉課長 長島雅典、藤野保健福祉課長 山本美枝子、緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、城山まちづくりセンター所長 岩部正志、津久井まちづくりセンター所長 畑秀雄、相模湖まちづくりセンター所長 田倉五己、藤野まちづくりセンター所長 佐藤尚史、串川出張所所長 井上和明、鳥屋出張所所長 長田孝宏、青野原出張所所長 坂本英治、青根出張所所長 井上尚、中央区役所区民課長 田野倉和美、大野北まちづくりセンター所長 木村達也、田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まちづくりセンター所長 齊藤規之、南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まちづくりセンター所長 今井博之、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 長田浩美、相武台まちづくりセンター所長 角田小百合、東林まちづくりセンター所長 菊地原真	介護保険課長、債権対策課長、情報政策課長、緑高齢者相談課長、中央高齢者相談課長、南高齢者相談課長、城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長、緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、串川出張所所長、鳥屋出張所所長、青野原出張所所長、青根出張所所長、中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	事後	重要な修正に当たらない変更 (平成31年度1月1日時点より役職名の記載のみに様式変更)
令和1年6月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な修正に当たらない変更 (時点修正のため)
令和1年6月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な修正に当たらない変更 (時点修正のため)
令和1年6月13日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	重要な修正に当たらない変更 (様式変更のため追記)
令和3年4月28日	全体	①組織改編に伴う課名等に修正	①組織改編に伴う課名等に修正	事後	重要な修正に当たらない変更 (組織改編に伴う課名等変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【変更箇所抜粋】 ①「介護保険法（平成17年法律第123号）」 ②「〔被保険者の介護保険資格管理に関する事務〕以下の記載内容について	【変更箇所抜粋】 ①「介護保険法（平成9年法律第123号）」 ②「〔資格管理に関する事務〕以下の記載内容について	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (文言の修正)
令和3年4月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第68号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 市番号条例第4条、別表第2第1項の表2.2の項、及び別表第3の表3の項	番号法第9条第1項 別表第1第68号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 市番号条例第4条、別表第2第1項の表2.3の項、及び別表第3の表3の項	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (文言の修正)
令和3年4月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らかいつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (時点の修正)
令和3年4月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (時点変更に伴う値の修正)
令和3年4月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (時点の修正)
令和3年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らかいつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (時点修正のため)
令和3年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (時点修正のため)
令和4年9月27日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局地域包括ケア推進部(介護保険課、緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課、城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課) 財政局税務部債権対策課、総務局情報政策課 緑区役所 区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	健康福祉局地域包括ケア推進部(介護保険課、緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課、津久井高齢・障害者相談課、城山福祉相談センター、相模湖福祉相談センター、藤野福祉相談センター) 財政局税制・債権対策課、市長公室DX推進課 緑区役所 区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (組織改編に伴う課名等変更)
令和4年9月27日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課長、債権対策課長、情報政策課長、 緑高齢・障害者相談課長、中央高齢・障害者相談課長、南高齢・障害者相談課長、 城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長、 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、串川出張所所長、鳥屋出張所所長、青野原出張所所長、青根出張所所長、 中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	介護保険課長、税制・債権対策課長、DX推進課長、 緑高齢・障害者相談課長、中央高齢・障害者相談課長、南高齢・障害者相談課長、 津久井高齢・障害者相談課長、城山福祉相談センター所長、相模湖福祉相談センター所長、藤野福祉相談センター所長、 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、串川出張所所長、鳥屋出張所所長、青野原出張所所長、青根出張所所長、 中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (組織改編に伴う課名等変更)
令和4年9月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らかいつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (時点修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (時点修正のため)
令和5年9月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (時点修正のため)
令和5年9月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (時点修正のため)
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険は加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としたものである。介護保険に関する事務は、介護保険法(平成9年法律第123号)及び相模原市介護保険条例(平成12年相模原市条例第10号)に基づき、介護保険の資格管理及び保険給付、受給者管理並びに介護保険料の賦課徴収を行う。 相模原市は、以下の事務のうち、上記法令、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号。以下「市番号条例」という。)で定める範囲内において、特定個人情報を取扱う。 [資格管理に関する事務] (省略) [保険料の賦課・収納管理に関する事務] (省略) [受給者管理に関する事務] (省略) [給付管理に関する事務] (省略)	介護保険は加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としたものである。介護保険に関する事務は、介護保険法(平成9年法律第123号)及び相模原市介護保険条例(平成12年相模原市条例第10号)に基づき、介護保険の資格管理、保険給付、受給者管理及び介護保険料の賦課徴収を行う。 相模原市は、以下の事務のうち、上記法令、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号。以下「市番号条例」という。)で定める範囲内において、特定個人情報を取扱う。 [資格管理に関する事務] (省略) [保険料の賦課・収納管理に関する事務] (省略) [受給者管理に関する事務] (省略) [給付管理に関する事務] (省略)	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (文言修正)
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、共通基盤システム	介護保険システム、中間サーバー、共通基盤システム、サービス検索・電子申請機能	事後	申請方法(電子申請)追加に伴い「サービス検索・電子申請機能」を追加。
	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	資格・賦課・収納・受給者・給付情報ファイル(介護保険システム)	介護保険情報ファイル(介護保険システム)	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (ファイル名変更)
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第68号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 市番号条例第4条、別表第2第1項の表23の項、及び別表第3の表3の項	番号法第9条第1項 別表第100の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 市番号条例第4条、別表第2第1項の表23の項、及び別表第3の表3の項	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (番号法の改正による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[法別表第2における情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」、「介護保険法に規定するその他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれている項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1の項、2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、131の項、132の項、137の項、144の項、145の項、156の項、158の項、161の項	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (番号法の改正による変更)
	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[法別表第2における情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の93の項(介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)、94の項(介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表131の項、132の項	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (番号法の改正による変更)
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は几人か いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (時点修正のため)
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人未満	500人以上	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (時点変更に伴う値の修正)
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (時点修正のため)
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (様式の変更による項目の追加)
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行っている。 特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書庫等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (様式の変更による項目の追加)
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	重要な修正にあたらぬ変更 (様式の変更による項目の追加)
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、共通基盤システム、サービス検索・電子申請機能	介護保険システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ、サービス検索・電子申請機能	事前	